

## I. 地域密着型サービスの概要について

### (1) 地域密着型サービスとは

平成18年度から、住み慣れた地域での生活を支えるために創設  
高齢者が、介護を必要になっても遠方の施設に入所するのではなく、住み慣れた自宅  
や地域での生活をできるだけ継続できるよう支援するため、身近な市町村が指定（人員  
基準、運営基準、給付費の請求等の指揮監督）し、原則として管内市民(被保険者)のみ  
が利用できるサービス

### (2) 地域密着型サービスの特徴

#### 【特徴1】

- ①原則として、その市町村の被保険者のみがサービスを利用できる。  
(他の市町村の指定により当該他市町村の被保険者の利用も可能。また、住所地  
特例の対象となる施設入所者についても一部のサービスが利用可能となってい  
る。)
- ②原則指定・指導監督の権限は保険者である市町村が有する。

#### 【特徴2】

市町村（又は生活圏域）ごとに必要整備量を計画に定め、これを超える場合には  
市町村は指定を拒否できる。(認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居  
者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護のみ)

#### 【特徴3】

地域密着型通所介護について、①定期巡回・随時対応型訪問介護看護や小規模多  
機能型居宅介護、複合サービスを行う事業所が市町村区域に存在するないし公募指  
定による公募を行っており、②市町村（又は生活圏域）におけるサービス量が計画  
での見込み量に既に達しているか、指定により超えてしまう、若しくは計画の達成  
に支障が生じる場合、地域密着型通所介護の指定を拒否できる。

【特徴4】 地域の実情に応じた弾力的な指定基準・報酬設定ができる。

【特徴5】 公平・公正の観点から特徴2～4について、地域住民等が関与する仕組  
みとする。

### (3) 地域密着型サービスの種類（【】は、市内指定事業所数（令和3年3月22日時点））

- ① 定期巡回・随時対応型訪問介護看護
- ② 夜間対応型訪問介護
- ③ 認知症対応型通所介護（介護予防） 【3事業所】
- ④ 小規模多機能型居宅介護（介護予防） 【1事業所】
- ⑤ 認知症対応型共同生活介護（介護予防） 【2事業所】
- ⑥ 地域密着型特定施設入居者生活介護
- ⑦ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 【1事業所】
- ⑧ 看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス）
- ⑨ 地域密着型通所介護 【7事業所】

## II. 地域密着型サービスの基準について

### (1) 地域密着型サービスの基準（根拠例規）

- ・ 蕪崎市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例
- ・ 蕪崎市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例

※ この地域密着型サービスに関する基準条例は、各サービスの提供にあたり、その目的を達成するために必要最低限の基準を定めたものです。

※ この基準条例は、地域の実情に応じて法令と齟齬（そご）が生じない範囲で基準を制定・運用できることとなっております。

### (2) 主な条例の規定事項

- ① 基本方針等
- ② 人員に関する基準
  - (a) 従業員の員数
  - (b) 利用定員等
  - (c) 管理者
  - (d) 事業の代表者
- ③ 設備に関する基準
  - (a) 設備及び備品等
- ④ 運営に関する基準
  - (a) 内容及び手続の説明及び同意
  - (b) サービス提供の記録
  - (c) 受給資格等の確認
  - (d) 介護計画の作成
  - (e) 基本取扱方針
  - (f) 具体的取扱方針
  - (g) 管理者の責務
  - (h) 運営規程
  - (i) 勤務体制の確保等
  - (j) 苦情処理
  - (k) 地域との連携等
  - (l) 事故発生時の対応
  - (m) 記録の整備

### (3) 基準（人員・設備・運営）について

- ① 人員に関する基準
  - ⇒サービスを提供する前提として、常に満たすことが必要です。
  - （満たせなくなった場合は、事業の休止又は廃止届が必要となります。人員欠如が継続すると指定が取り消されることがあります。）
- ② 設備に関する基準
  - ⇒サービスを提供する前提として、常に満たすことが必要です。
  - （満たせなくなった場合は、定員変更又は事業の休止若しくは廃止届が必要となります。）
- ③ 運営に関する基準
  - ⇒実際にサービス提供を上で必要な事項を定めた基準です。
  - 事業所は、常に適正な事業運営とサービスの質の向上に努めなければならない。

### Ⅲ. 法令遵守と適正な運営の確保について

介護保険制度は、国民から集めた保険料と公費から成り立っている公的な制度であり、制度の健全な運営と国民からの信頼を確保するため、介護サービス事業者は、利用者等に対する適切なサービス提供のみならず、法令等の遵守が求められています。

また、指定地域密着型サービス事業の一般原則として、「利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。」こと、「地域との結び付きを重視し、市、他の地域密着型サービス事業者又は居宅サービス事業者、その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。」と定められています。

事業所の適正な運営の確保のためには、事業者の役員並びに管理者及びその他の従業者は、介護保険法等関係法令を熟知するとともに、以下の点にも留意しながら運営を行ってください。

※ 主な関係法令

- ・ 介護保険法 ・ 老人福祉法 ・ 社会福祉法 ・ 労働基準法
- ・ 公益通報者保護法 ・ 高齢者虐待防止法
- ・ 各法に基づく政省令、告示等
- ・ 法令の規定により条例に委任された基準等に関する市条例

(1) 業務管理体制の整備等について

介護サービス事業者には、業務管理体制の整備・届出が義務づけられています。

これは、法令遵守の義務の履行を制度的に確保し、指定取消につながるような不正行為を未然に防止するとともに、利用者の保護と介護事業運営の適正化を図ることを目的としています。

法令遵守責任者の役割を明確に位置づけ、介護保険法をはじめとした法令遵守を事業所内に徹底してください。

(2) 介護事故の防止等について

高齢者介護施設において介護事故の発生をゼロにすることは困難ですが、予想されるリスクに対して「備える」ことは可能です。事故防止委員会や事故及びヒヤリハット等の分析により、施設等のリスク状況を把握するとともに、職員への研修等を通じ、処置・ケアの手順の遵守や各種マニュアル等を再確認し、事故防止に努めてください。

また、事故発生時には適切な処置を実施し、入居者等への被害を最小限に抑えるとともに、速やかに葦崎市長寿介護課に報告をしてください。

※ 「介護保険サービス提供中の事故発生に係る取扱要領」参照

【過去3年間の事故発生状況】

	骨折	異食・誤嚥	打撲・捻挫	その他外傷	その他	計
H29	19	0	3	3	6	31
H30	25	0	3	6	5	39
R元	22	0	3	12	2	39
平均	22.0	0	3.0	7.0	4.3	36.3

(3) 運営推進会議について

① 運営推進会議とは

地域密着型サービス事業所が、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者等に対し、提供しているサービス内容等の活動状況を明らかにすることにより、事業所による利用者の「抱え込み」を防止し、地域に開かれたサービスとすることで、サービスの質の確保を図ることを目的として設置するもの

※ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護の場合、「介護・医療連携推進会議」

② 開催頻度等

サービス種別	開催頻度
小規模多機能型居宅介護	おおむね2月に1回以上
認知症対応型共同生活介護	
地域密着型特定施設入居者生活介護	
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	
看護小規模多機能型居宅介護	
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	おおむね6月に1回以上
地域密着型通所介護	
認知症対応型通所介護	

※ 運営推進会議に対し、活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設け、その記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。

③ 構成員

- (a) 利用者
- (b) 利用者の家族
- (c) 地域住民の代表者
- (d) 市の職員又は地域包括支援センターの職員
- (e) 知見を有する者

④ 運営推進会議の内容

- (a) 運営状況、サービス提供状況の報告  
(利用者総数・要介護度別・年齢別・性別・前回会議との比較)
- (b) 研修など従業者の資質の向上のための取組状況  
(研修計画・実施状況、日時、内容、参加者数等)
- (c) 人員体制や人事異動に関すること
- (d) 行事・イベント等の状況  
(日時・概要・参加人数・参加者の様子・写真等・地域との交流の状況)
- (e) 苦情・事故及びヒヤリハットの事例報告  
(状況・内容・対応について・原因について・再発防止策等)
- (f) 前回の要望・助言等について講じた対応状況について
- (g) 事業所内で抱えている問題の概要
- (h) 利用者や家族からの要望や質問
- (i) 地域からの要望や意見

⑤ 他事業所との合同開催

運営推進会議の効率化や事業所間のネットワーク形成の観点から、次の条件を満たす場合は、複数の事業所の運営推進会議等を開催しても差し支えない。

【条件】

- (a) 利用者及び利用者家族については匿名とするなど、個人情報・プライバシーを保護すること。
- (b) 同一の日常生活圏域内に所在する事業所であること。
- (c) 合同で開催する回数が1年度に開催すべき運営推進会議の開催回数の半数を超えないこと。
- (d) 外部評価を行う運営推進会議は単独開催で行うこと。

※ (c)について、認知症対応型通所介護、地域密着型通所介護は該当しない。

(d)について、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護のみ該当

⑥ 評価の実施

指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所については、事業所が自ら提供するサービスについて評価・点検（自己評価）を行うとともに、当該自己評価結果について、運営推進会議等において第三者の観点からサービスの評価（外部評価）を1年に1回以上行い、評価の結果は公表しなければならない。

⇒ 利用者及び利用者の家族へ提供するとともに「介護サービスの情報公表制度」に基づく介護サービス情報公表システムへの掲載、法人のホームページへの掲載又は事業所内の見やすい場所への掲示などの方法により公表すること。

## 介護保険サービス提供中の事故発生に係る取扱要領

### 1 事故報告の対象となる事業者及び介護保険サービス

次の①②の事業者（以下「事業者等という。」）が行う介護保険適用サービスとする。

- ① 山梨県知事が指定又は許可する居宅サービス事業者、介護保険施設又は介護予防サービス事業者
- ② 市町村が指定する地域密着型サービス事業者、地域密着型介護予防サービス事業者、居宅介護支援事業者、介護予防支援事業者又は基準該当居宅サービス事業者

### 2 報告の範囲

事業者等は、次の①～③の場合、市町村に報告するものとする。

- ① サービスの提供中に利用者にケガ又は死亡事故が発生した場合  
(注1) ・「サービスの提供中」とは送迎等の間も含む。  
・通所、短期入所及び施設サービスにおいては、利用者等が事業所内にいる間は、「サービスの提供中」に含むものとする。  
(注2) ケガとは、原則として、内外部の医療機関で受診を要した場合とする。  
(注3) 事業者等の過失の有無は問わない。（利用者の自己過失によるケガであっても、注2に該当する場合は報告すること）  
(注4) 利用者が、事故発生から、ある程度の期間を経てから死亡した場合についても、速やかに市町村に報告書を再提出すること。
- ② 従業員の法令違反・不祥事等の発生  
(注) 利用者の処遇に影響があるもの（例：利用者等からの預かり金の横領、送迎時等の交通事故等）については報告すること。
- ③ その他、報告が必要と認められる事故の発生

### 3 報告の手順

- ① 事故後、事業者等は、速やかにFAX等で報告することとする。（第一報）  
(注1) 「速やかに」の期限については、最大限の努力をして可能な範囲とする。（例えば、午後に事故が起こり、処置等のために数時間を要し、終業時間が過ぎた場合には、翌朝早くに報告を行う等、社会通念に照らして、最大限の努力をすることが必要）  
(注2) FAX等に使う書式は、4に定められた書式とする。（①②③の順に、同じ様式を使って、徐々に必要な箇所が埋まっていく形が望ましい。市町村では、それらを積み重ねて処理し、状況を把握することが可能となる。）  
(注3) FAXの使用にあたっては、個人情報の保護に十分配慮すること。
- ② 事故処理の経過についても、FAX等で適宜報告することとする。
- ③ 事故処理の区切りがついたところで、文書で報告することとする。

### 4 報告の書式

3の報告については、別紙様式1とする。

### 5 報告先

事業者等は、2で定める事故が発生した場合、3の手順により、被保険者の属する保険者（市

町村)と被保険者に報告するものとする。

## 6 報告を受けた市町村の対応

事業者等から報告を受けた市町村においては、当該事業者等の対応状況に応じて必要な対応を行うものとする。

この場合、当該被保険者の属する市町村が主たる対応を行うものとするが、事業者等への事実確認等において必要がある場合は、事業所等の所在地たる市町村の他、関係市町村等と連携を図るものとする。

{必要な対応として考えられるもの}

### ① 事業者等の事故に対する対応（一連の処理）の確認

(例)「今後の対応は未定」などと報告があった場合は、対応が確定した時点での再報告を求める。また、「利用者がケガをしたが、家族等へは連絡していない」等の報告があった場合は、連絡・説明するように指導し、その結果の再報告を求める。

### ② 事業者への指導等

1の②の事業者等における報告について、基準違反のおそれがあると判断される場合には、市町村は、現地調査を実施するとともに、必要に応じて指導等を行うものとする。

### ③ 県への連絡・報告

市町村は、毎月で1か月ごとに、全ての事故（3の③のように区切りがついた事故で事業者等から文書で報告があったもの）を翌月の10日までに、別紙様式2に準じて、別紙の区分により県健康長寿推進課に報告するとともに、利用者・家族からの苦情があった場合は、「介護保険サービス相談・苦情対応要領」（山梨県作成）に基づいて必要な対応を行う。

なお、県又は市町村において緊急に指導を要すると判断される場合は、至急県に連絡をする。

## 7 連絡・報告を受けた県の対応

市町村から連絡・報告を受けた県では、1の①の事業者における報告について基準違反のおそれがあると判断される場合は、現地調査を実施するとともに、必要に応じて指導等を行う。

また、報告の内容については、事故事例として事業者等への指導や注意を喚起する通知等へ反映させるとともに、他の市町村への情報提供を行う。

### 附 則

この要領は、平成15年4月1日から施行する。

### 附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

### 附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

### 附 則

この要領は、平成30年6月1日から施行する。

(様式1の1)

番 号  
平成 年 月 日

市町村介護保険主管課長 殿

法人名  
事業所名  
所在地  
管理者名

事故報告書

平成 年 月 日に介護保険サービスの提供により事故が発生しましたので、別紙のとおり報告します。



介護保険サービス提供中の事故発生に係る報告書(市町村提出用)

平成 年 月 日

事業所の概要	法人名											
	事業所番号	1	9									
	事業所(施設)名											
	所在地											
	電話番号						FAX番号					
	記載者職氏名											
	サービス種類											
対象者	氏名					年齢			性別			
	住所							要介護・要支援度				
	被保険者番号											
事故の内容	発生日時	平成 年 月 日( ) 時 分										
	発生場所											
	事故の種別 (該当するものにレ点) 複数の場合は、最も 症状の重いもの)	<input type="checkbox"/>	骨折	<input type="checkbox"/>	異食・誤えん	<input type="checkbox"/>	職員の法令違反・不祥事	<input type="checkbox"/>	打撲・捻挫・脱臼	<input type="checkbox"/>	その他の外傷	<input type="checkbox"/>
	事故の内容 (経緯を記載)	死亡に至った場合はその死亡年月日(平成 年 月 日)										
	治療した医療機関名 所在地・電話番号											
事故時の対応	治療の概要 「治療を要する期間(見込み)」											
							医療保険名					
事故の原因												
事故後の対応	利用者の状況 (入院の有無、家族等への報告・説明、該当箇所にレ点)	入院の有無		有		無						
	損害賠償等の状況 (損害保険利用の有無)	家族への報告・説明			有( 月 日)	無						
		居宅介護支援事業者・介護予防支援事業者への報告					有( 月 日)	無				
		保険者名					電話番号					
再発防止に向けての今後の対応(できるだけ具体的に)												

※記入しきれない場合は、任意の別紙に記載のうえ、この報告書に添付してください。

#### IV. 介護サービス事業者の指定更新・各種届出等について

##### (1) 指定許可更新について

平成18年4月の介護保険法の改正により更新制度が創設され、介護サービス事業者の指定又は許可について、原則6年ごとに更新が必要であり、事業者が更新を行わない場合は、有効期間の経過により指定又は許可の効力を失うことになる。

##### 【指定・許可の有効期間】

- ・指定・許可の有効期間は、指定（許可）日から6年を経過する日まで
- ・指定の効力を引き続き有効にするためには、有効期間の満了日までに更新手続を行わなければならない。

※「有効期間の満了日」は、「指定を受けた日」に相当する日の前日となる。

（例）指定を受けた日が平成25年7月1日の場合に有効期間の満了日は、令和元年6月30日となります。

指定更新の申請書類は、更新予定日（有効期間満了日の翌日）の14日前までに提出する。）

##### (2) 変更届出書について

法令等に定める事項等に変更が生じた場合は、変更した日から10日以内に変更届出書を提出してください。また、変更届出書を提出する際には、サービスごとの付表の添付が必要

##### 【提出が必要な主な事項】

- ① 事業所（施設）の名称
- ② 事業所（施設）の所在地
- ③ 事業（開設）者の名称・主たる事務所の所在地
- ④ 代表者の職・氏名、生年月日及び住所
- ⑤ 事業（開設）者の登記事項証明書・条例等（当該事業に関するものに限る。）
- ⑥ 事業所（施設）の建物の構造、専用区画等
- ⑦ 事業所（施設）の管理者の氏名、生年月日及び住所（介護老人保健施設を除く。）
- ⑧ 運営規程
- ⑨ 協力医療機関の名称及び診療科目名並びに当該協力医療期間との契約内容
- ⑩ 併設施設の状況等
- ⑪ 介護支援専門員の氏名及びその登録番号

※ 変更届は、事業所ごとに提出

##### (3) 廃止・休止届出書について

事業所（施設）を廃止・休止する場合は、廃止・休止の1ヶ月前までに廃止・休止届出書の提出が必要

廃止・休止の理由と現にサービスを受けていた利用者に対する措置を必ず記載すること。

休止届出書を提出後、休止予定期間を過ぎても再開の見込みがないときは、廃止届を提出。なお、指定の有効期間を超えて休止することはできない。

(4) 再開届出書について

休止していた事業所（施設）を再開した場合は、再開した日から10日以内に再開届出書の提出が必要

(5) 介護給付費算定に係る介護給付費算定に係る体制等に関する届出書について

介護給付費算定に係る体制を変更する場合は、介護給付費算定に係る体制等に関する届出書、介護給付費算定に係る体制等状況一覧表及びその根拠となる書類の提出が必要です。

【届出が必要な場合】

- ① 事前の届出が必要な加算の適用を受けようとするとき。
- ② 加算の要件に該当しなくなったとき。
- ③ 届出を行った内容に変更があったとき。
- ④ 指定申請をしようとするとき。
- ⑤ 法改正等に伴い届出事項に追加・変更となったとき。

【提出期限】

★算定される単位数が増える場合 ⇒ 事前の届け出が必要（下表のとおり）

サービス名	提出期限
定期巡回・随時対応型訪問介護看護 夜間対応型訪問介護 地域密着型通所介護 認知症対応型通所介護 小規模多機能型居宅介護 看護小規模多機能型居宅介護 居宅介護支援	加算等の算定を開始する月の前月15日まで
認知症対応型共同生活介護 地域密着型特定施設入居者生活介護 地域密着型介護老人保健施設入所者生活介護	加算等の算定を改質する月の初日まで

★その他（加算の取り下げ、減算等） ⇒ 判明した時点で速やかに提出

※ 事案発生日から算定体制が変更

※ 加算等の要件を満たしていないにも関わらず、または届出を行わずに請求を行った場合は不当利得となり、行政処分等になる場合があります。